



更新の時期です

後期高齢者医療被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 福祉医療証

後期高齢者医療については、Tel 23-3085、23-3120
国民健康保険については、Tel 23-3084、23-3087
福祉医療については、Tel 23-3094

後期高齢者医療 被保険者証の更新

後期高齢者医療の被保険者が対象です。75歳以上の人（65歳以上で広域連合が障害認定した方を含む）に、8月からお使いいただく新しい保険証（緑色）を7月中に送付します。

国保高齢受給者証 の更新

国民健康保険の高齢受給者が対象です。70歳〜74歳の国保加入者に、8月からお使いいただく新しい高齢受給者証を7月中に送付します。

証では、医療機関の窓口でお支払いされる医療費の自己負担割合（2割または3割）を、前年中の所得に基づき決定しています。この自己負担割合については、昭和19年4月1日以前に生まれた

人で、現役並み所得（3割負担）以外の人は、引き続き1割負担に据え置かれています。

福祉医療証の更新

現在お持ちの福祉医療証は、平成28年9月30日まで有効です。引き続き制度を利用するためには、更新申請が必要です。更新が必要な福祉医療証をお持ちの人には、7月中に申請用紙を送付します。

前回、所得判定によって該当しなかった人は、保険年金課で今年度の申請（7月1日以降）をすることができません。

なお、現在、有効な福祉医療証をお持ちでない人（前回更新をしなかったり、非該当だったたりした人）へは申請用紙は送られません。詳しくは、お問い合わせください。

◎更新申請に必要なもの
重度の障がいがある人の福祉医療証

【20歳未満の人】

申請書、健康保険証、印鑑、お持ちの手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

【20歳以上の人】

申請書、健康保険証、印鑑、お持ちの手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、平成27年中の障害年金・恩給等の非課税年金受給額の分かるもの、住民税課税証明（※1）
ひとり親家庭の福祉医療証

福祉医療証

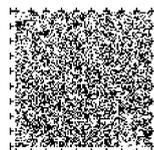
対象は、18歳未満又は高校3学年終了までの児童を養育しているひとり親家庭です。

申請書・健康保険証・印鑑・平成27年中の所得にかかると住民税課税証明（※1）・所得税非課税証明書（※2）

後期高齢者医療保険料額の通知



平成28年度の後期高齢者医療保険料額を、前年中（平成27年中）の所得に基づいて決定しました。この保険料額をお知らせする通知書を加入者全員にお送りします。保険料の徴収方法・開始時期は、今回お送りする通知書で確認ください。



※1 平成28年1月1日現在、本人及び世帯家族で、安来市以外に住所があった人について必要です。お住まいだった住所の市役所等で証明されます。

※2 平成28年1月1日現在、ひとり親と、その



医療費や 入院時食事代の 減額制度

住民税非課税世帯の人について、医療費と入院時の食事代が減額となる制度があります。また、70歳未満の人については、自己負担限度額が適用される制度（住民税課税世帯を含む）があります。いずれも申請により認定証を交付します。（原則、申請された月の初日に遡って適用されます）

対象者となる人		認定証の種類	適用範囲
後期高齢者医療被保険者で、非課税世帯の人		後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	医療費と食事代を減額
国保加入者	70歳未満	国民健康保険限度額適用認定証	医療費の自己負担限度額が適用
	70歳未満で、非課税世帯の人	国民健康保険標準負担額減額認定証	食事代を減額
	70～74歳で、非課税世帯の人	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	医療費と食事代を減額

※ 70歳以上の課税世帯の方は、認定証がなくても自己負担限度額が適用されます。
 ※すでに交付を受けている人は、原則有効期限が平成28年7月31日までとなっています。国保の方で引き続き必要がある場合は、更新手続きが必要です。
 ※平成27年度後期高齢者医療の「減額認定証」をお持ちで平成28年度に未申告者のいない住民税非課税世帯の方は、更新手続きは不要です。7月中に新しい証を送付します。

▽手続に必要なもの

保険証・印鑑・長期入院（90日以上）の証明が必要な方は5月・6月・7月の入院分の領収書または請求書・世帯主と交付対象者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバー通知書等）・来庁者の本人確認ができるもの（免許証等）

▽申請先 保険年金課（3番窓口）、広瀬地域センター、伯太地域センター

70歳未満の人の自己負担限度額（1カ月当たり）

区分		自己負担限度額	食事代 (1食あたり)
上位所得者	所得金額901万円を超える	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 4回目以降140,100円	360円
	所得金額600万円を超え901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 4回目以降93,000円	360円
一般	所得金額210万円を超え600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降44,400円	360円
	所得金額210万円以下	57,600円 4回目以降44,400円	360円
住民税非課税世帯		35,400円 4回目以降24,600円	210円 (160円) ※1

70歳以上の人の自己負担限度額（1カ月当たり）

区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	食事代（1食あたり）
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降44,400円	360円
一般	12,000円	44,400円	360円
低所得Ⅱ ※2	8,000円	24,600円	210円 (160円) ※1
低所得Ⅰ ※3		15,000円	100円

※1 入院日数が90日を超えた場合、再度申請をすることで160円になります

※2 世帯員全員が市県民税非課税の世帯に属する人

※3 世帯員全員が市県民税非課税でかつ所得が0円である世帯に属する人

家族（同一住所にある18歳以上の兄弟・祖父母。世帯分離の家族を含む）で安来市以外に住所が

あった人について必要です。税務署で証明されませんが、確定申告の写し等、所得税が非課税であること

とが分かるものでも構いません。◎締め切り 平成28年8月31日(水)

◎受付場所 市役所保険年金課③・各地域センター
◎福祉医療制度は申請月

よりも前の月にさかのぼって助成を受けることはできませんので、ご注意ください。

